

請願書

消費税のインボイス制度の実施見送りを求める請願

紹介議員下場、阿克里



件名 消費税のインボイス制度の実施見送りを求める請願

請願の趣旨

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。まさに運営上の死活問題である。

また、この制度は、インボイス登録の有無によって取引き相手方を差別する問題を含んでおり、地域でセンターを支える多くの小規模未登録事業者が一層厳しい経営を迫られる恐れが大である。

よって、国において、インボイス制度の実施を見送ることを強く要望する。

理由

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常 生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、 高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費及 び介護費用の削減などに貢献している。

人生 100 年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加及び健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度を適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

また、センターが負担する新たな消費税は多額であり、その財源に余裕は全くなく、経営上の危機が心配される。

さらに、消費税制度においては、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が 1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。今回 の改正では、インボイスの登録の有無で商取引の相手方を差別する意味合いが強 く、小規模事業者が取引から排除される恐れが大きい。

令和 4 年**2**月**1**6日

請願者住所

氏 名 公益社団法人二本松市シルバー人材センター

理事長大内正男



二本松市議会議長 本 多 勝 実 様

消費税のインボイス制度の実施見送りを求める意見書

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費及び介護費用の削減などに貢献している。

令和 5 年 10 月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生 100 年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加及び健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。また、消費税制度においては、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が 1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。今回の改正では、インボイスの登録の有無で取引相手方を選別し、小規模な未登録事業者が取引から除かれる可能性が大きい。

よって、国においては、インボイス制度の実施を見送ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月日

衆議院議長細田博之様参議院議長山東昭子様内閣総理大臣岸田文雄様財務大臣鈴木俊一様厚生労働大臣後藤茂之様経済産業大臣萩生田光一様